2025年度 輸出管理委員会の活動結果(案)

別紙1

部会会合を8回開催し、以下の17項目（2025年度の新規課題+2024年度からの継続課題（取り下げ項目は除く））について活動を実施した。

2026.3.13

番号	課題テーマ	活動内容	達成度	活動結果
Ⅰ．2025年度の新規課題				
1	輸出審査システムの導入 （情報収集）	他社参考事例等の情報収集が目的であるので、部会全体として取り組むテーマではない、事務局にて参考事例等を有する会員企業を紹介する。その為に必要なアンケート調査を実施する。	完了	アンケート項目を審議の上、10月に委員66社を対象にアンケート調査を実施し、各社の導入状況・効果・課題等を整理した。今後、事務局ベースで結果を活用し、要望があればマッチングを実施予定。
2	（継続中Ⅱ-6と併せて対応）：2項において、現行のPAからUPRに規制が改正された時に備えて、現PA非該当機がUPR該当機になっても、現行並みの規制レベルになるようにしたい	既存の継続テーマⅡ-6に含めて対応していく。	継続中	部会として“PAを残す方向で検討する”方針を明確化し、UPR化の影響（海外生産・役務提供・輸出許可等）を継続議論した。当局安保国際室への訪問結果やNSG会合の動向も適宜共有した。
3	（継続中Ⅱ-10と併せて対応）：数値制御装置における5軸輪郭制御に関する規制の標準化	既存の継続テーマⅡ-10に含めて対応していく。	継続中	部会を中心にUPR化議論は進めたものの、5軸輪郭制御に関する規制の標準化の議論までには至らなかった。
4	中古工作機械を輸出する製造業者以外からの該非確認依頼受付数推移把握調査	・制約誓約違反の定期調査に含めて実施。 併せて以下を検討する。 ・「各社の対応状況アンケート実施(半年又は1年毎):受付件数と該非認否。」について、何を目的としているのか、実施の目的を提案者に確認する。	完了	アンケート項目を詳細に検討し、10月に委員66社を対象にアンケート調査を実施し、100%の回答を得た。相談件数・断ち切れ案件・チェックフォーム活用状況等を整理し、2026年3月開催の輸出管理研修会で共有。次年度もアンケート調査を継続実施する方針を確認。2026年3月、当局安保審査課に結果共有済。
5	（継続中Ⅱ-6と併せて対応）：2項UPR化後の各種手続き明確化及び簡素化	既存の継続テーマⅡ-6に含めて対応していく。	継続中	部会でUPR化議論の一環として、海外生産・役務提供・輸出許可手続きの影響を検討し、PA評価を残す方向で議論を整理した。
~~6~~	~~輸出管理内部規定に関する社員への教育体制、海外出張時の携行品管理の徹底（自社課題）~~	~~部会では取り扱いはしないが、同様の取り組み経験があり、アドバイス可能な会社があれば、個別に事務局へ申し出し、事務局より、必要に応じてマッチングを行う。~~		
~~7~~	~~輸出管理システム導入検討（自社課題）~~	~~実際にどのような点に課題があるのかを提案者に確認するのがよいが、現時点では個社の問題であり、自社で対応するとの趣旨に受け取れる。よって、部会としては取り扱わないこととする。~~		
8 （新）	外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令に関する特別一般包括許可の活用状況	2025年5月28日に施行された政令改正により、インド、シンガポール、マレーシア及びフィリピンの「り地域」向けの工作機械について、移設検知装置を搭載した場合に特別一般包括許可が利用可能となったことを踏まえ、委員会社の活用状況と課題把握を目的として実施。	完了	アンケート項目を詳細に検討の上、10月に委員66社を対象にアンケート調査を実施し、100%の回答を得た。特別一般包括許可の届出状況・受理日数・指摘事項・個別許可との使い分け理由等を整理し、2026年3月開催の輸出管理研修会で共有。同月、当局安保審査課に結果共有済。
Ⅱ．2024年度からの継続課題				
1	貨物等省令第1条第十四号ロ（二）（三）、ハ（二）（三）の該非判定に関する課題解決	過去に作成されたディスカッションペーパーを日工会部会内で共有・活用可能かどうかを改めて確認いただくこととする。その確認結果を受けて、当部会として本件の検討を進める方針とする。 不定期で構わないので当局との意見交換会の場を設けたい。	継続中	当局安保審査課が2024年10月にドイツとの意見交換を本件を含めて実施。進展を確認中。

番号	課題テーマ	活動内容	達成度	活動結果
2	同時5軸輪郭制御が可能なNCプログラムに対するドイツの規制運用の確認と日欧ハーモナイズに向けた要望の実施	日工会の会員企業が、CISTECの会員企業と同様の内容を当局から指摘された場合、または何らかのきっかけで当該テーマに関して当局へ照会する機会が生じた場合に、他案件と合わせて事務局が併せて当局に確認を行い、回答が得られた段階で改めて本件を検討することとする。 不定期で構わないので当局との意見交換会の場を設けたい。	継続中	上記と併せて、当局安保審査課が2024年10月にドイツとの意見交換を本件を含めて実施。進展を確認中。
3	貿易外省令第9条第2項第十四号ホの解釈の明確化（同時輪郭制御軸数が5を超えるNCプログラムを5軸機に搭載した場合の適用可否の明確化）	日工会の会員企業が、CISTECの会員企業と同様の内容を当局から指摘された場合、または何らかのきっかけで当該テーマに関して当局へ照会する機会が生じた場合に、他案件と合わせて事務局が併せて当局に確認を行い、回答が得られた段階で改めて本件を検討することとする。 不定期で構わないので当局との意見交換会の場を設けたい。	継続中	上記と併せて、当局安保審査課が2024年10月にドイツとの意見交換を本件を含めて実施。進展を確認中。
4	当局安保ホームページQ&A（工作機械関係）の改訂に関する働きかけ	事務局の判断とタイミングにより、当局に対して督促または確認を行う。	継続中	2025年4月に提出。2026年2月に当局に対して再度提出。現在の法令に合っているかの再確認依頼あり。
5	NACCSの改善に関する要望の実施	事務局の判断とタイミングにより、当局に対して督促または確認を行う。 ・欧米のようにWAでの基準（6項）優先の考えの輸出令改正に導く。 ・「ろ地域」への輸出の際に、UPR該当でもPA非該当機には特一包括が使用できるような法改正に導く。	継続中	2025年4月に提出。2026年2月に当局に対して再度提出。現在の法令に合っているかの再確認依頼あり。
6	2項UPR化に向けた対応検討（輸出許可申請数の増大、海外生産の可否、申告値の扱い等）	現時点での最大課題の一つであると認識しているため、トッププライオリティとして取り組む。 当局からの要請によるアンケート調査に対し、UPR該当状況を集計し、報告する。	完了	上記Ⅰ-2において、部会で継続議論した。また、委員会社における旋削・フライス・研削系機種のUPR該当状況を調査・把握し、2025年10月に当局安保国際室に結果報告済。
7	日工会発行文書の見直し 1.輸出管理業務運用ガイドライン 2.貨物等省令第15条又は第18条に該当する工作機械関連のプログラム及びその技術について	部会内で改定箇所および改定文言の検討・作成を行い、改定原稿を作成のうえ、日工会内での確認を経て、当局に対して査読を申し出る（従来どおりの手順に則り、対応を進める）。	継続中	2025年4月に当局に確認依頼。進展が見られないため、2026年1月末に当局に対して再度依頼したところ、1.のガイドラインについて3月に確認・査読を完了した旨通知あり。
8	申告値の有効期間の見直し	事務局にて適切なタイミングで当局に確認を行い、進展があった段階で部会として対応を開始する。 各社における対応状況を把握するためのアンケートの実施を検討する。実施頻度は半年ごとまたは年1回とし、調査項目は受付件数および該非認否の状況とする。	継続中	2025年1月に事務局より当局へ説明済だが、UPR化対応が優先課題となったため、部会としての具体的な意見交換には至らなかった。
9	国内中古機の不正輸出防止への対応	精度測定ガイドラインの改定作業を部会にて実施した上で、統一解答様式の活用を促すという対応順とする。	継続中	精度測定ガイドライン改定作業の基礎資料として、10月に上記Ⅰ-4のアンケートを実施し、相談件数・断ち切れ案件・チェックフォーム活用状況等を整理し、ガイドライン改定に向けた準備を進めた。

番号	課題テーマ	活動内容	達成度	活動結果
10	数値制御装置における5軸輪郭制御に関する規制の標準化	事務局にて適切なタイミングで当局に確認を行い、進展があった段階で部会として対応を開始する。 なお、仮にNSGのUPR化が合意された場合、2項該当機に関する取り扱いが大きく変わる可能性があるため、その場合には速やかな対応が求められることを念頭に置いておく。	継続中	部会でUPR化議論は進めたものの、5軸輪郭制御に関する規制の標準化の議論までには至らなかった。
11	工作機械に関する安全保障輸出管理・規制内容の変遷の作成	従来どおりの手順に則って事務局でこれまでの資料（電子データまたは紙資料）を整理し、各委員へのチェック・作成箇所の割り振りを行ったうえで、全体で一斉に作業を開始する。	未着手	今年度はUPR化対応が優先課題となったため、作成に向けた活動に至らなかった。
Ⅲ．輸出管理委員会の在り方、進め方、その他				
~~1~~	~~自身の勉強不足もあり、輸出管理に関する知識はまだ不十分と認識しているため、今年も引き続き輸出管理講習会の実施をお願いしたい。（意見）~~			
1	輸出管理講習会（国内外向け）、輸出管理研修会の継続開催	輸出管理初学者向けに「輸出管理講習会」、日本製工作機械の現地販売事業者（現法・現地代理店等）向けに「海外向け工作機械の輸出管理講習会」、輸出管理実者者向けに「輸出管理講習会」をそれぞれ開催する。	完了	2025年12月に「海外向け工作機械の輸出管理講習会」、2026年2月に「輸出管理講習会」、2026年3月に「輸出管理研修会」をそれぞれ開催し、受講者に工作機械に係る輸出管理制度の概要や輸出管理上のポイント等を説明し、輸出管理への理解を促した。